

○厚生労働省令第九十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〜十一の七（略） 十一の八 四―クロロ―ニ―フルオロ―五―「(RS)―(二 ・二・二―トリフルオロエチル)スルフィニル」フェニル＝ 五―「(トリフルオロメチル)チオ」ペンチル＝エーテル（ 別名アルベンチオンエノックス）及びこれを含有する製剤 十一の九・十一の十（略） 十二〜六十七（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〜十一の七（略） (新設) 十一の八・十一の九（略） 十二〜六十七（略）</p>

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〜四の二（略） 五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、<u>三〇</u>％）以下を含有するものを除く。 五の二〜六十七（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〜四の二（略） 五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、<u>二五</u>％）以下を含有するものを除く。 五の二〜六十七（略）</p>

附 則

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和六年政令第百九十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。